

一般事業主行動計画（第7回）

全ての従業員が、子育てや介護等個の事情と仕事を両立しながら、生き生きと働くことができる「働きがいと魅力あふれる職場」を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

2 内 容

目 標 1 育児休職、育児目的休暇取得を更に促進するため、計画期間内に、各種取組み等について次の水準とする。

- 「育児とキャリアの面談」※の実施率 100%
- 面談での希望をふまえた育児休職及び育児目的休暇の取得率合計 100%
- ※ 従業員自身又は配偶者の妊娠がわかった段階で上職者と休業前後の働き方等のすり合わせを行い、対象者が安心して休めることを目的とした面談

対 策 従業員が育児休職等個の事情に応じた柔軟な働き方・休み方を上職者と本音で対話できる職場風土となるよう、全ての管理職向けの傾聴力等コミュニケーションスキル研修及び 1on1 ミーティングの全社展開を通じて、職場の信頼関係やコミュニケーションの質を向上させる。

▶実施時期：令和 5 年度中

目 標 2 計画期間内に、従業員にとっての働き方・休み方の選択肢を増やす。

対 策 従業員が子育てや介護等、個の事情に応じて柔軟な働き方・休み方を選択できるよう、関係制度等の見直しを行う。

▶実施時期：令和 6 年度中

目 標 3 子育てを行う従業員同士、その上職者を含むネットワーク形成の一層の推進等により、更なる就業継続と復職後の活躍の実現を図る。

対 策 以下の取り組みを計画期間内に複数回実施する。

- ・ 育児休職中・子育て中の従業員を対象として、仕事と育児のバランスを考える機会提供と当事者たちの精神面をサポートするネットワーク形成を目的とした「ランチミーティングキャラバン」
- ・ 育児休職から復職した従業員やその上司等を対象として、中長期的なキャリア形成促進等を目的とした「キャリアと育児の両立支援セミナー」

▶実施時期：計画期間内

以上